

今の時代だからこそ知るべし！税制改正！

経営革新セミナー2013

平成 25 年 11 月 14 日（木）於：阿蘇市農村環境改善センター「農事研究室」

主催：山内ユリ子税理士事務所

【テーマ】

「改正事業承継税制の活用法」

「消費税増税の実務」

「孫への教育資金贈与と NISA（少額投資非課税税制）」



【改正 事業承継税制の活用法 ～非上場株式等の相続税・贈与税の納税猶予～】をテーマに当事務所所長 山内ユリ子がお話しました。

事業承継税制とは・・・中小企業の後継者の方が、現経営者から会社の株式を承継する際の、相続税・贈与税の軽減（相続：80%分、贈与 100%分）制度です。



消費税の税率が平成 26 年 4 月から 8%、その 1 年半後の平成 27 年 10 月から 10%と 2 段階の引き上げが実施される予定です。その改正を受け【消費税増税の実務 ～消費税の転嫁対策特別措置法（表示・禁止行為）～】について山内誠一郎がお話しました。



外部講師に(株)肥後銀行フィナンシャルプラザ上通りより次長 吉村礼司氏と後藤久美氏を迎え、【孫への教育資金贈与と NISA ～生前贈与と少額投資についての非課税措置～】をテーマに詳しく説明していただきました。



今回も 26 名の参加者の方には大変ご好評をいただきました。来年はセミナー開催開始より 10 年目となります。新たな企画を準備中ですので詳細が決まり次第 HP 等でお知らせいたします。次回も是非ご参加ください！当日は、お忙しい中ご参加いただき誠にありがとうございました。